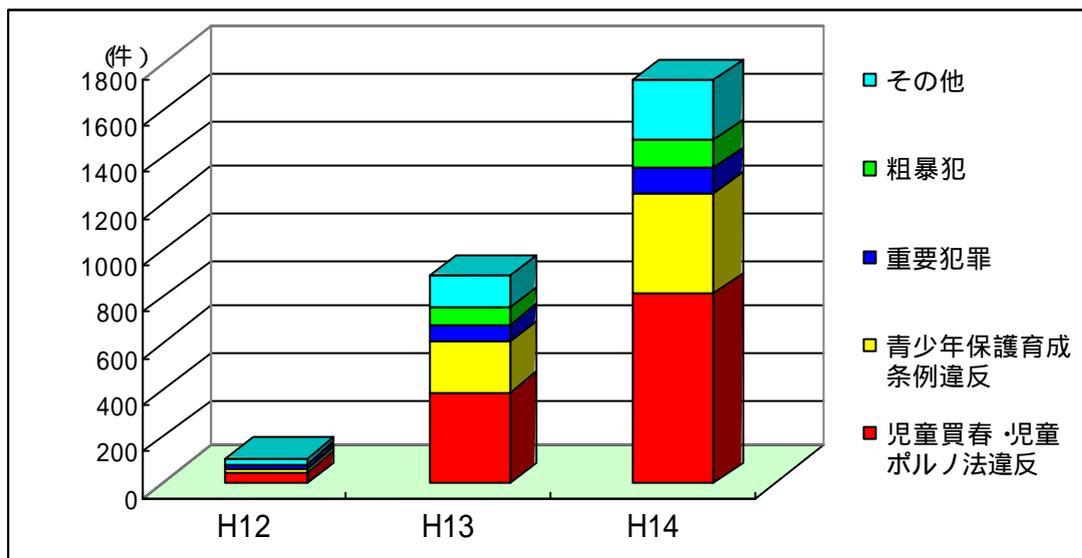


平成14年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

1 出会い系サイトに関係した事件の検挙数

対象は、インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等のいわゆる出会い系サイトが関係した事件として警察庁に報告のあったもの。



	H 1 2	H 1 3	H 1 4	前年比
児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	2.1倍
青少年保護育成条例違反	20	221	435	2.0倍
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	15	73	100	1.4倍
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	7	66	128	1.9倍
その他(児童福祉法違反等)	21	141	255	1.8倍
計	104	888	1,731	1.9倍

(件)

2 特徴

いわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙数は、前年と比べて約1.9倍に増加。

児童買春・児童ポルノ法違反は813件(全体の約47%)で前年と比べて約2.1倍、青少年保護育成条例違反は435件(全体の約25%)で前年と比べて約2.0倍にそれぞれ増加。両者で全体の約72%を占める。

全事件のうち、携帯電話を使用したものが平成12年は59件(約57%)、13年は714件(約80%)、14年は1,672件(約97%)と年々増加。

被害者1,517人のうち、18歳未満の児童が1,273人(約84%)で大半を占める。

検挙された被疑者に占める少年の割合が、平成12年は10人(約11%)、13年は110人(約13%)、14年は297人(約20%)と年々増加。

出会い系サイトに関係した事件検挙事例

【殺人】

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性から金をだまし取ったものの、詐欺事実が発覚するのを免れるため、女性を殺害した。（平成14年3月検挙・鳥取）

【強盗】

携帯電話の出会い系サイトに書き込みをしていた被害男性に対して、女性を装って「一緒に遊びませんか。」などとメールで誘い出し、包丁を突きつけて脅し、現金と携帯電話を奪った。（平成14年11月検挙・岡山）

【逮捕監禁・強盗】

携帯電話の出会い系サイトを使って呼び出した男性を車に乗せて連れ回した上、金属バットで殴るなどして、消費者金融から現金を借りさせ、その金を奪った。（平成14年8月検挙・大阪）

【強姦】

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性をホテルに連れ込み、カッターナイフを突きつけて強姦した。（平成14年2月検挙・埼玉）

【わいせつ目的誘拐】

携帯電話の出会い系サイトで知り合った小学6年の女子を誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした。（平成14年12月検挙・京都）

【強制わいせつ】

携帯電話の出会い系サイトで「車で送ってくれる人を探している」等と書き込んだ女性とメール交換の上、待ち合わせ場所を指定して誘い出し、わいせつな行為をした。（平成14年4月検挙・鹿児島）

【傷害】

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性から別れ話をされたことに腹を立て、女性に殴る蹴るなどの暴行を加え傷害を負わせた。（平成14年5月検挙・福岡）

【恐喝】

少年を含む被疑者5人は共謀の上、携帯電話の出会い系サイトを利用して美人局を企て、男性をホテルに誘い出し、現金を脅し取った。（平成14年12月検挙・新潟）

【脅迫】

インターネットの出会い系サイトで中学生を装い、知り合いとなった女子中学生に裸体の写真を送信させた上、「交際しなければ写真をばらす」等と脅迫メールを送った。
(平成14年3月検挙・警視庁)

【詐欺】

携帯電話の出会い系サイトの掲示板に「お願い助けて」等と金の援助を求める書き込みを行い、これを閲覧してメール送信してきた男性から現金20万円を自分名義の口座に振り込ませてだまし取った。
(平成14年3月検挙・茨城)

【児童買春・児童ポルノ法違反】

携帯電話の出会い系サイトで書き込みをした女子中学生に「エッチなバイトで稼がないか。」等とメール送信して誘い出し、児童買春をした。
(平成14年9月検挙・埼玉)

携帯電話の出会い系サイトにモデル募集の広告を掲載し、応募してきた無職の女性(16歳)と性交類似行為をし、その行為をデジタルカメラで撮影するなどして児童ポルノを製造した。
(平成14年5月検挙・和歌山)

【青少年保護育成条例違反】

携帯電話の出会い系サイトに「中3メル友募集」等の書き込みをした女子中学生と知り合い、みだらな性行為をした。
(平成14年3月検挙・宮城)

【名誉毀損】

インターネット上の出会い系サイトの掲示板に被害者の女性の自宅住所、電話番号を書き込んだ上、あたかも不倫を願望しているかのような内容を掲載し名誉を毀損した。
(平成14年5月検挙・警視庁)

【売春防止法違反】

女子高校生を含む3人が、女子中学生に対して暴行を加えた後、「援助交際して金を持ってこい。」などと脅し、携帯電話の出会い系サイトを使って勧誘した男を引き合わせて売春させ、その金を受け取った。
(平成14年10月検挙・徳島)

出会い系サイトに関係した事件の検挙数等

罪 種		年		平成13年	平成12年
		平成14年	前年比		
重 要 犯 罪	殺 人	6	0	6	1
	強 盗	24	14	10	2
	強 姦	53	9	44	8
	略取誘拐	3	0	3	1
	強制わいせつ	14	4	10	3
暴 行		3	0	3	1
傷 害		18	5	13	0
脅 迫		24	8	16	2
恐 喝		83	49	34	4
窃 盗		39	16	23	0
詐 欺		25	-1	26	1
児童買春・児童	児童買春	787	408	379	40
ポルノ法違反	児童ポルノ	26	18	8	1
青少年保護育成条例違反		435	214	221	20
そ の 他		191	99	92	20
合 計		1,731	843	888	104

対象は、インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等のいわゆる出会い系サイトが関係した事件として警察庁に報告のあったもの。

【携帯電話・パソコン別】

区 分	件 数(構成比)	携帯電話を使用した事件が増加傾向 (構成比) H 1 2 5 9 件 (約57%) H 1 3 7 1 4 件 (約80%) H 1 4 1 , 6 7 2 件 (約97%)
携帯電話	1 , 6 7 2 (97%)	
パソコン	5 9 (3%)	
計	1 , 7 3 1	

【被害者のうち児童、女性の数の推移】

	被害者数	児 童		女 性
			女 性	
平成 1 2 年	1 0 2	71 (70%)	68(67%)	96 (94%)
平成 1 3 年	7 5 7	584 (77%)	574(76%)	699 (92%)
平成 1 4 年	1 , 5 1 7	1,273 (84%)	1,255(83%)	1,398 (92%)

児童とは、18歳未満の者をいう。
()は被害者数に対する構成比

【被害者のうち未成年、高校生、中学生の数】

	女 性	男 性	計
未 成 年	1 , 2 8 6 (85%)	3 1 (2%)	1 , 3 1 7 (87%)
高 校 生	6 8 6 (45%)	1 2 (0.8%)	6 9 8 (46%)
中 学 生	3 6 4 (24%)	3 (0.2%)	3 6 7 (24%)

未成年とは、20歳未満の者をいう。
()は被害者1,517人に対する構成比